令和2年度　前期授業料免除　手続きフロー

※　修学支援新制度：日本学生支援機構の給付型奨学生に採用された場合、併せて授業料減免（新入生は入学料減免を含む）も受けられる制度

令和元年度以前入学学部学生
（私費外国人留学生及び高等学校卒業後２年を超えて入学した者を除く）

修学支援新制度　在学予約申込者

昨年11～12月に募集した日本学生支援機構給付奨学金在学予約採用に申し込んだ方が対象。

▼学修計画書の提出（該当者のみ）
大学から「学修計画書」の提出を求められている方は、大学指定の期日までに学生支援係に提出すること。

修学支援新制度　在学採用申込予定者

4～６月に募集する日本学生支援機構給付奨学金在学採用の申し込む予定である方が対象。

▼修学支援新制度による免除の申請
(～６月１９日)
「業料等減免申請書(A様式1)」を学生支援係に提出すること。

▼追加支援（経過措置）による免除の第1次申請　(～６月１９日)
新制度への移行に伴い、令和元年度に授業料減免者のうち、**新制度による支援額が減少する者に対して、予算の範囲内で令和元年度免除実績額と新制度での免除額の差額を免除**します。
申請期間は、新制度での免除額が決まる前に申請することになりますので、ご注意ください。
追加免除を希望する者は、「授業料免除・徴収猶予願(家族調書含む）」を学生支援係に提出すること。

▼給付奨学金の申請
第1回もしくは第2回のどちらかで申請すること。

必要書類は学生支援係窓口で配布中です。
必要書類の郵送を希望する者は、以下の要領で返信用封筒を学生支援係に送ってください。

■要領
・210円切手を貼り、住所・氏名を記入した返信用封筒（角形2号封筒）を以下の宛先に郵送してください。
・宛先
〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号
小樽商科大学　学生支援課　学生支援係　宛
※『給付奨学金必要書類希望』を封筒の表に朱書きで記載してください。

■申請期間
〇第1回：4月6日～4月24日
〇第2回：4月27日～5月22日
〇第3回：5月25日～6月19日
■申請方法
〇申請者全員対象
・「給付奨学金確認書」と「奨学金振込口座の通帳コピー」を学生支援係に提出
・日本学生支援機構 Webサイト「スカラネット」の入力
・マイナンバー提出書を日本学生支援機構 に送付

スカラネットの入力に必要な「識別番号」は、必要書類配布時にお渡しします。

〇該当者のみ対象の提出書類
・課税証明書
・在留カード等
・施設等在籍証明書等

▼追加支援（経過措置）による免除の第2次申請(6月1日～6月19日)
第1次申請した方のみ対象です。

家計等に関する書類である「家族についての添付書類」を学生支援係に提出すること。